

## 河川の管理に関する行政評価・監視

### 資 料

- 資料 1 関東地方の一級河川（8水系）…………… 1 頁
- 資料 2 河川法（抜粋）…………… 2 頁
- 資料 3 河川法及び河川法施行令の改正内容  
（河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保関係）… 3 頁

関東地方の一級河川（8水系）

- ① 久慈川水系
- ② 那珂川水系
- ③ 利根川水系
- ④ 荒川水系
- ⑤ 多摩川水系
- ⑥ 鶴見川水系
- ⑦ 相模川水系
- ⑧ 富士川水系

(注) 河川法第4条第1項の水系を指定する政令（昭和40年3月24日政令第43号）から抜粋した。

荒川



## 河川法（抜粋）

### 河川法の目的

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする（河川法第 1 条）。

### 一級河川の定義

この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう（河川法第 4 条第 1 項）。

### 河川整備計画の策定

河川管理者は、河川整備基本方針（注）に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。（河川法第 16 条の 2）。

（注）「河川整備基本方針」とは、河川法第 16 条に基づき、河川管理者が、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めたものであり、関東地方の一級河川 8 水系についてはすべて策定されている。

### 土地の占用の許可

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法第 24 条）。

### 工作物の新設等の許可

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。（河川法第 25 条第 1 項）。

（注）河川法から抜粋した。

## 河川法及び河川法施行令の改正内容 (河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保関係)

### ○ 改正河川法 (平成 25 年 6 月 12 日公布)

#### 河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設 (平成 25 年 12 月 11 日施行)

- ・ 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化 (河川法第 15 条の 2)
- ・ 維持・修繕の基準を策定 (河川法施行令)

#### 河川協力団体の指定等 (平成 25 年 7 月 11 日施行)

- ・ 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体 (NPO 等) を河川協力団体として指定 (河川法第 58 条の 8 第 1 項)
- ・ 河川管理者からの河川管理施設の維持、除草等の委託先に民間団体を追加 (河川法第 58 条の 9 第 1 項)

### ○ 改正河川法施行令 (平成 25 年 12 月 6 日公布)

#### 河川管理施設等維持・修繕に係る技術的基準創設 (平成 25 年 12 月 11 日施行)

河川管理施設等の維持・修繕に関して以下の技術的基準等を策定 (河川法施行令第 9 条の 3)

- ・ 河川管理施設等の構造等を勘案し、適切な時期に巡視、障害物の処分等の河川管理施設等の機能を維持するための措置の実施
- ・ 河川管理施設等の構造等を勘案し、適切な時期に、目視その他適切な方法による点検の実施
- ・ ダム、堤防等について、一年に一回以上の適切な頻度で点検の実施
- ・ 損傷、腐食等の異状把握時の措置の実施

#### 放置艇に対する規制の強化 (平成 26 年 4 月 1 日施行)

- ・ みだりに船舶その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に放置等することを禁止 (河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イ)
- ・ 上記に違反した者に対しても罰則の対象 (河川法第 59 条第 1 項第 2 号)

(注) 国土交通省の資料に基づいて当局が作成した。